

④緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出に基づく施策

■主な成果

<緑と水のネットワーク化に向けた取組を推進>

- みどり軸、みどり拠点を結ぶ緑と水のネットワークを形成するため、地域に残された身近な緑の保全、身近な公園の確保、及び農地保全等の取組を進めました。
- 緑豊かな住み良いまちを形成するため、地域緑化推進地区の認定を推進しました。地域緑化推進地区は、平成18（2006）年度の1地区から、平成28（2016）年度までに22地区に拡大し、河川や街路樹とともに、市内の緑と水のネットワーク形成の一翼を担っています。
- 地区計画や、都市緑地法に基づく緑地協定において、緑豊かな市街地が形成されています。



図 1-16 地域緑化推進地区の分布

<河川環境整備や街路樹整備を推進>

- 緑と水のネットワークとして重要な役割を果たす河川(平瀬川支川、渋川等)においては、環境整備を行い、うるおいのある水辺環境の創造と自然環境に配慮した川づくりを進めてきました。
- 街路樹やグリーンベルトについては、新設街路等における拡充を図り、平成28(2016)年度末時点で街路樹の植栽延長は約229.4km、植栽本数は約4万2千本に達し、平成18(2006)年度に対しそれぞれ約8km、約1千本増加しました。グリーンベルトの植栽面積は約16万㎡、植栽株数は約102万株に達し、それぞれ約6千㎡、約3万3千株増加しました。

<事業所や共同住宅等の緑化の促進>

- 民有地の緑化については、緑の条例に基づく「緑化協議」による緑化面積が平成28(2016)年度末には約443haに達し、さらに、臨海部の事業所緑化面積は平成28(2016)年度末には約130haに達しています。また、川崎駅周辺や小杉地区などの都市拠点においては、総合設計制度を活用した質の高い緑とオープンスペースの形成が進みました。

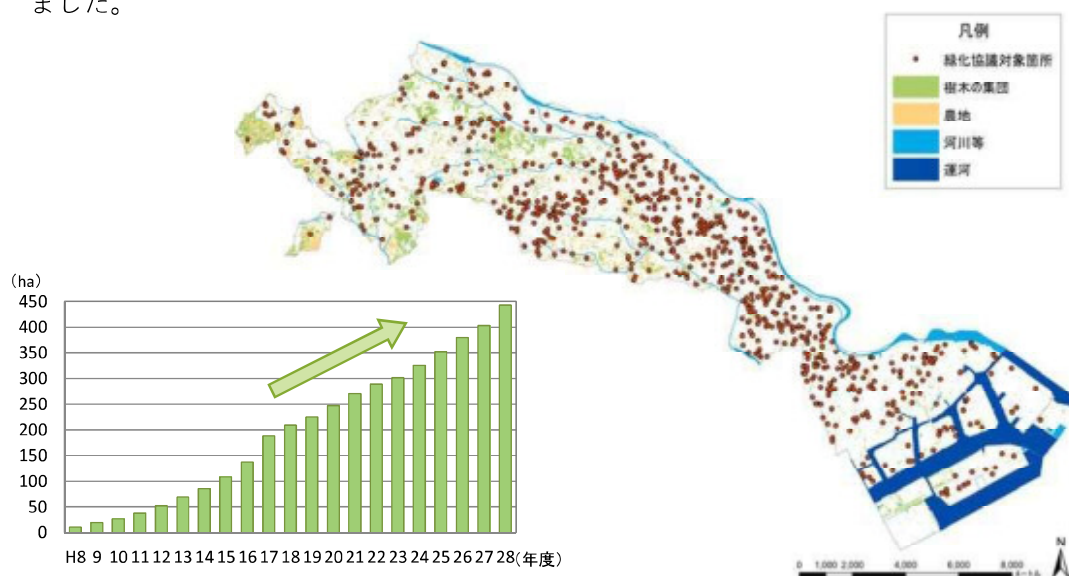


図 1-17 緑化協議の実績

<地域に残された身近な緑の保全を推進>

- 地域に残された身近な緑については、保存樹木、まちの樹、保存樹林及び保存生垣の所有者と協力して保全を図ってきました。
- 保存樹林については、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度までに、指定面積が約1,200㎡増加しました。保存樹木、まちの樹及び保存生垣については、指定本数・箇所数が減少する中で、指定の普及啓発に努めました。

表 1-5 保存樹林の指定状況

	平成18(2006)年度	平成28(2016)年度
保存樹林	45,071 ㎡	46,279 ㎡

<農地の保全と市民の農への理解を深める取組を推進>

- 本市では、平成29（2017）年1月1日現在で、農地面積約573haのうち、市街化区域内農地が約398ha（約69％）と非常に高い割合を占めています。
- 市街化区域内農地は、農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、緑・農とのふれあいや体験の場の提供など、多面的な機能を果たしており、生産緑地地区の指定により保全を進めました。平成29（2017）年1月1日現在で、生産緑地地区の箇所数、面積は、1,783箇所、279.0haであり、市街化区域内農地の約70％が生産緑地地区に指定されています。
- 市民農園や体験型農園の支援等を通じて、市民と農とのふれあいの場の形成を進めるとともに、農業や農産物に対する理解を深める取組を進めてきました。
- 市街化調整区域内の農地面積は、平成29（2017）年1月1日現在で約175haであり、農地法に基づき農地以外への転用に許可を要することなどから、一定の保全が図られています。
- 市内の農地面積は減少しているものの、近年は鈍化傾向にあり、平成20（2008）年に「Aセレサ川崎が麻生区黒川に開設した大型農産物直売所「セレサモス」の影響等により、地域農業者の営農意欲が向上するとともに、農業振興地域等では遊休農地が減少しています。

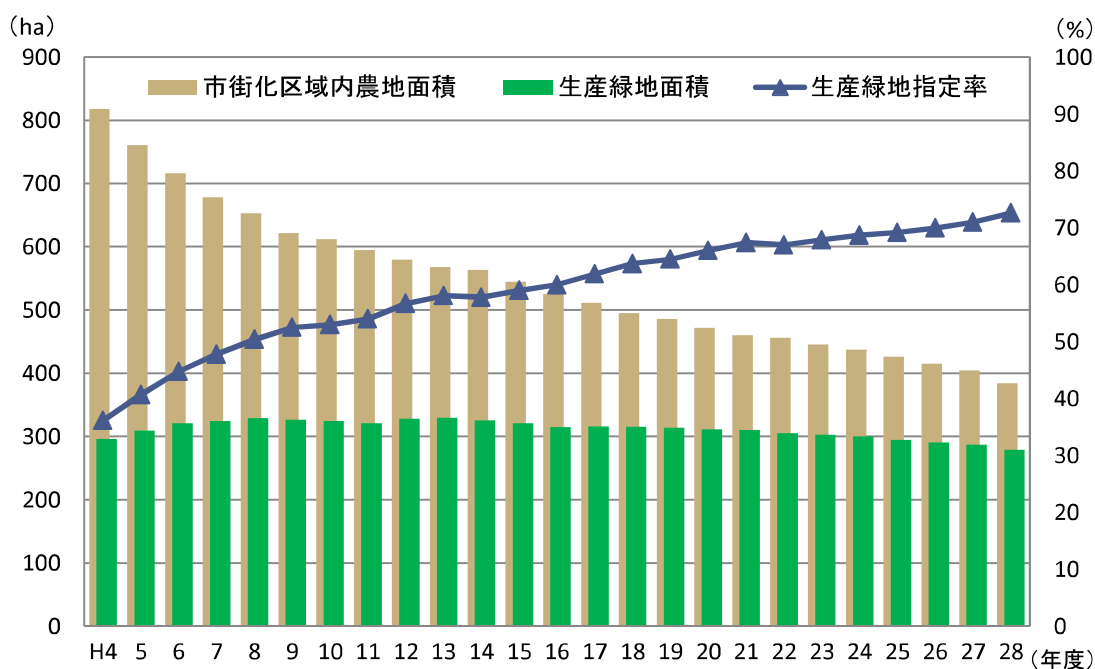


図 1-18 生産緑地面積等の推移

<公園の整備面積は776haに増加>

- 公園や港湾緑地については、整備と維持管理を進めました。整備状況は、平成28（2016）年度末現在、1,257箇所、約776haです。
- 少子高齢化の進行などを背景とした公園へのニーズの変化や施設の老朽化に対応し、地域のニーズに合った公園づくりを進めるため、市民参加による改修の取組を進めました。

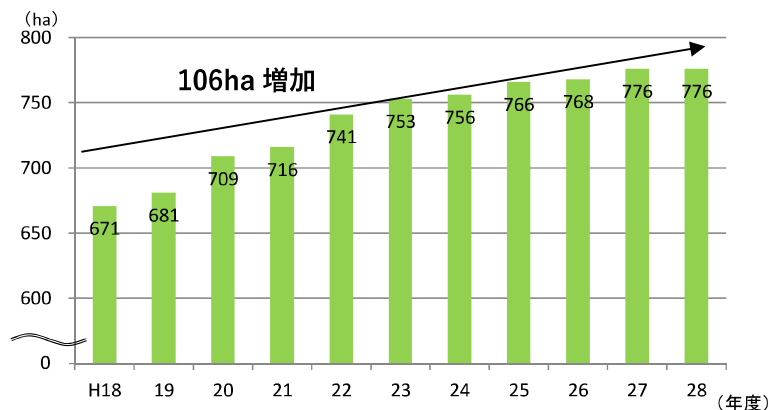


図 1-19 公園面積の推移

■課題

これまでの水辺空間や公園、街路樹緑化等の創出を踏まえ、緑と水のネットワークに向けた今後の課題は次の内容が挙げられます。

- ①地域緑化推進地区の認定、河川環境整備、街路緑化等を通じて、緑と水のネットワーク形成は進んでいるものの、市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、法に基づく取組、地域緑化に関する助成制度、及び身近な緑の保全制度等の普及により、街中の緑の保全・創出や河川流域周辺の緑化等を進め、緑と水のネットワークを更に拡充していくことが必要
- ②都市環境の向上には、緑と水が持つ環境機能が重要な役割を果たすため、身近な公園、街路樹及び河川等の協働による維持管理の充実により、生物多様性の保全や地球温暖化対策に資する緑と水の健全な育成が必要
- ③地域によっては歩いて行ける公園が不足していることから、身近な公園の適正確保に向けた取組が必要
- ④減少傾向が続く市街化区域内農地について、生産緑地地区の指定等により保全に努めるとともに、農に関する多様な主体の連携により、農業者が営農を継続できるような支援を進めることが必要
- ⑤農に親しみたい市民のニーズに応えた活用を進め、農地の保全に対する市民の理解の醸成を更に進めていくことが必要

⑤かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍に基づく施策

■主な成果

<多種多様な市民文化の育みに関する取組を推進>

- 緑の保全や緑化推進に関わるグループの交流を深めるため、「花と緑の交流会」や「緑の活動団体交流サロン」等を開催してきました。
- 市制100周年を迎える平成36（2024）年までに、市民・民間企業・行政の協働により市域に100万本の植樹を目指す「市民100万本植樹運動」を中心に、緑の市民文化を育み、市民と緑とのふれあいを推進しました。
- 夢見ヶ崎公園やふれあい動物園等において、生き物とふれあう体験型学習を推進しました。
- 緑の人材バンク等によるボランティア人材の発掘、「花と緑のまちづくり講座」による地域の緑化活動のリーダー育成などにより、緑に関する人材の発掘・育成を推進しました。

【緑に関する人材の発掘・育成の主な取組】

- ・わがまち花と緑のコンクール
- ・かわさきガーデナーの会（～平成22年度）
- ・里山ボランティア育成講座
- ・花フェスタ
- ・花と緑の交流会
- ・緑の活動団体交流サロン
- ・かわさきガーデナー認定事業（～平成22年度）
- ・花と緑のまちづくり講座
- ・花壇ボランティア実践講座
- ・緑の活動団体登録
- ・鉢植え講習会
- ・緑の人材バンク



花と緑の交流会



緑の活動団体交流サロン



植樹祭（市民100万本植樹運動）



花と緑のまちづくり講座

市民文化の育みに関する取組実績例

■課題

多種多様な取組が推進されている一方で、緑の市民文化の醸成に向けた今後の課題は次の内容が挙げられます。

- ①多様な地域において活動する緑に携わる人材の更なる交流の場づくりが必要
- ②地域のボランティアリーダーなど更なる人材育成が必要
- ③社寺林・まちの樹などの歴史や文化、農地の多面的機能、及び環境配慮の重要性等、緑の機能や環境問題を身近なものと捉え、理解の促進を図るための情報発信、環境教育等が必要
- ④緑を通じて地域への愛着や誇り（プライド オブ プレイス）を高めていくことが必要

緑の取組コラム

【事業所緑化】

市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きい本市にとって、事業所の緑は地域緑化の推進に大きな役割を果たしています。さまざまな樹種が植栽された事業所の緑は、地域住民や通行人にうるおいを与えるだけでなく、実のなる木や花の咲く木を求める野鳥や昆虫など生き物の生息地としても貢献しています。

昭和47（1972）年以降、緑豊かなまちづくりを進めるために市内事業所と緑化の推進に関する協定を締結し、また平成17（2005）年から事業所敷地内の緑化率向上のために「川崎市みどりの事業所推進協議会」を設置し、情報交換や施設見学会、講演会を開催する等、緑化を推進するためのさまざまな支援を実施しています。

事業所緑化については、当初、緑化面積約38.4ha、緑化率約3.6%でスタートしましたが、協議会に参加している事業所での積極的な取組によって、平成28（2016）年度末には、緑化面積は約155ha、緑化率は約10.9%に達しています。



緑の取組コラム

【地球環境への貢献】

近年、本市などの都市化された地域では、地球温暖化の影響や、コンクリートやアスファルトで地表面が覆われることなどを原因としたヒートアイランド現象により、気温が上昇しています。

緑は、その周辺へ冷気をにじみ出す効果があります。このため、緑の保全や創出を進めることで、気温上昇の影響を和らげる効果が期待できます。また、屋上緑化や壁面緑化は、周囲の気温上昇を抑える効果とともに、日光を遮断することで室内の温度上昇を抑えることができます。

緑の効果により気温上昇の影響を和らげることは、気候変動への適応策として有効です。そして、夏期のエアコン使用の抑制につながることで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減（緩和策）にも貢献します。



高津区役所の緑のカーテン

緑の取組コラム

【市民 100 万本植樹運動事業】

ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、平成17（2005）年度に「市民による10万本植樹」を提案し、1年1万本の10年計画で市民、企業及び行政がグラウンドワークにより植樹を実施してきました。

平成22（2010）年度には全国植樹祭が神奈川県で開催され、本市においても生田緑地をサテライト会場として植樹祭を開催しました。これを契機として、これまでの10万本植樹を「市民100万本植樹運動」として再スタートし、市制施行100周年にあたる平成36（2024）年までに100万本の植樹を目指しています。

毎年10月の都市緑化月間中には、植樹祭を開催し、会場周辺の住民、学生及び企業等にご参加していただき、植樹を行っています。多様な主体による緑化の取組により平成29（2017）年3月までに約80万9千本の樹木を植樹しています。



(2) 施策目標の検証

平成20（2008）年3月改定の川崎市緑の基本計画では、「行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出」、「市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進」、「水辺地空間の維持」により、約4,400ha（市域面積の約30％）の緑をさまざまな施策により保全、創出及び育成するとともに、「緑を支える人材の育成」を目標として設定しました。

このうち、緑の施策量に関しては、樹林地の保全、公園緑地の整備、地域緑化等の進展により、平成28（2016）年度末現在の実績として、約4,319ha（市域面積の約29.9％、進捗率約98.2％）の施策を進めました。

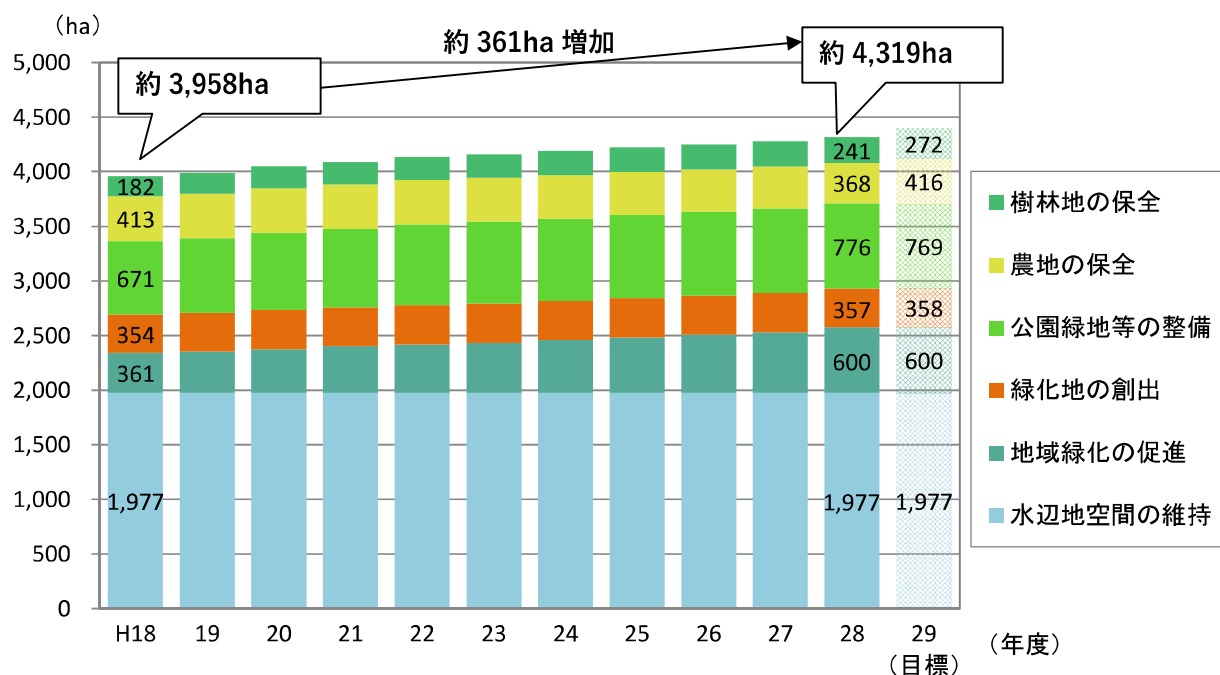
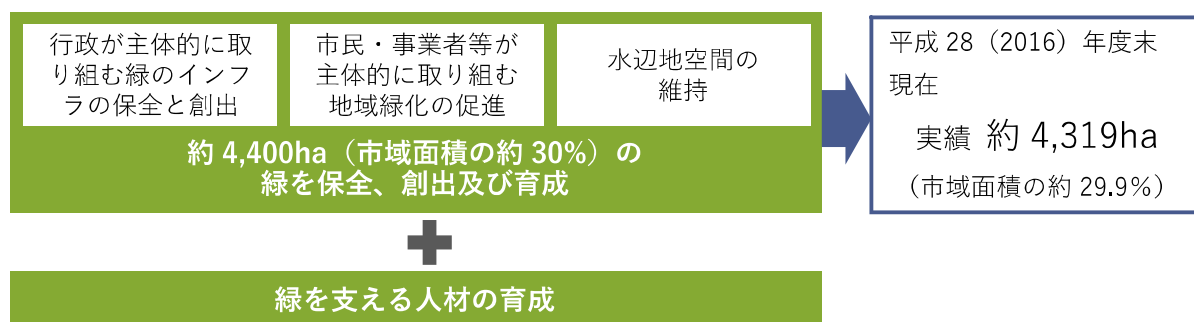


図 1-20 緑の保全、創出及び育成施策の実績

次に、それぞれの施策目標の達成状況を示します。

①行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出

樹林地の保全、農地の保全、公園緑地等の整備、緑化地の創出により、約200haの緑のインフラの確保を計画期間内の目標としました。特別緑地保全地区の指定等による樹林地の保全や公園緑地等の整備により、平成18（2006）年度から平成28（2016）年度末までに約120haの緑のインフラが確保されました。

緑のインフラの各要素における10年間の結果について、樹林地の保全面積は、緑地総合評価に基づく樹林地の保全の取組等を通じて、59ha拡大しました※。農地の保全面積は、生産緑地地区の指定が進む一方で、地区指定の解除及び開発等による農地の減少が続いており、45ha減少しました。公園緑地等の整備面積は、都市公園等の整備を着実に進めたことにより、105ha拡大しました。公共施設緑化、学校緑化、及び街路樹等の緑化面積は、3ha拡大しました。

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出については、樹林地の保全及び公園緑地等の整備が一定程度進んだものの、農地の保全面積は減少傾向にあります。今後もこれらの緑の保全、創出及び育成を推進する必要があります。

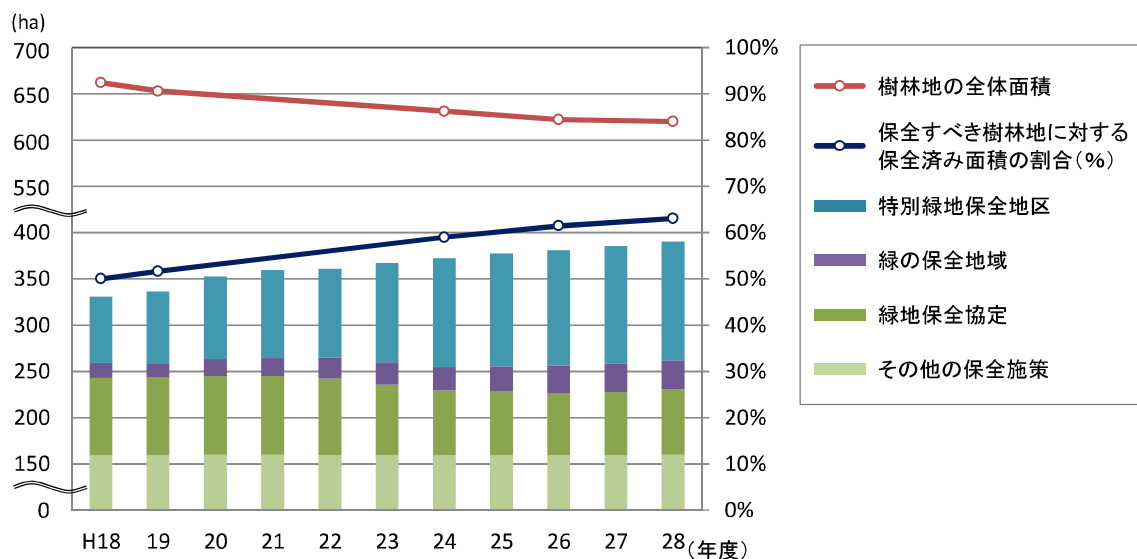


図 1-21 樹林地の全体量と保全面積の推移

※公園として指定することにより確保した樹林地等は含まない

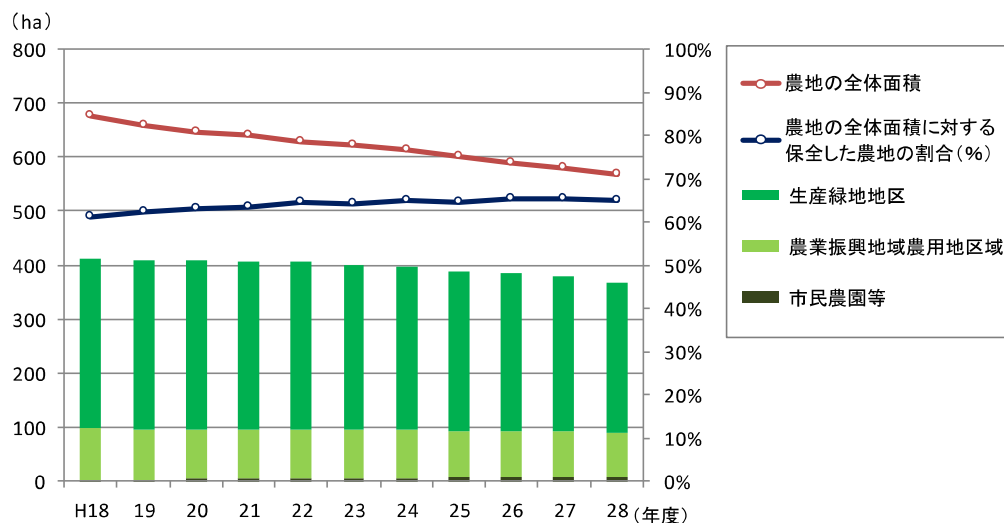


図 1-22 農地の全体量と保全面積の推移

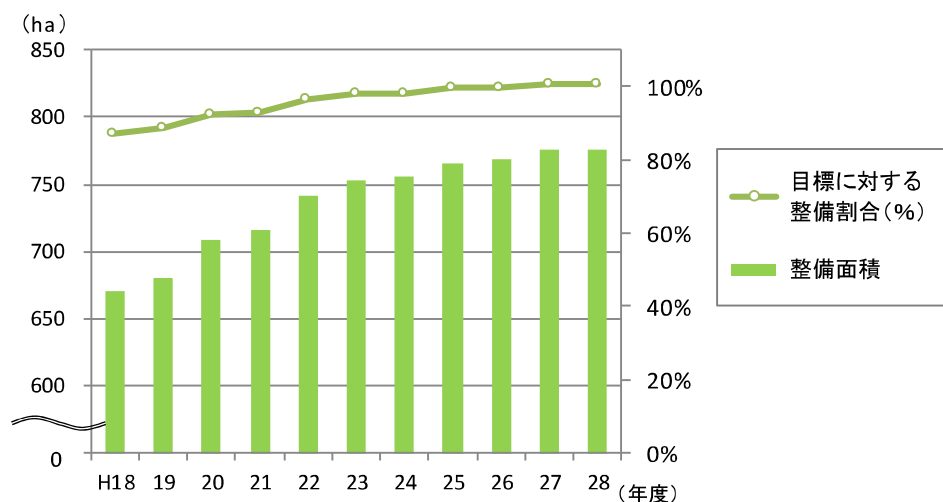


図 1-23 公園整備面積の推移

②市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進

緑化推進重点地区については、9地区の指定を目標としており、平成26（2014）年度末までに7地区の指定を行いました。平成27（2015）年度末には臨海部の候補地2地区を統合の上、産業道路から海側部分全体を川崎臨海地区緑化推進重点地区に指定したことで、現行計画が目標とした候補地すべてを緑化推進重点地区に指定しました。地域緑化推進地区は、平成18（2006）年度に1地区であったものが、22地区に拡大しています。また、市民、事業所、行政の3者による協働で臨海部の緑化を進めていくための計画として、『『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画』を平成24（2012）年6月に策定しました。

一方、都市緑地法第34条に基づく緑化地域制度については、地区指定の検討を進めてきましたが、緑の質を重視した「川崎市緑化指針」に基づく緑化の指導を行っていることから、当面は引き続き現行制度による地域緑化を促進します。また、緑地協定は追加指定に至っていません。

川崎市みどりの事業所の推進に関する協定の締結については、工場の市外移転や統合等を背景に締結事業所数は平成18（2006）年度から減少しましたが、緑化面積については、約152haから平成28（2016）年度末には約155haへと増加しました。緑化関係制度による助言・指導については、一定規模以上の共同住宅、事業所及び公共・公益施設における質の高い緑化を誘導してきたほか、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、一定規模以上の工場における工場緑化の誘導に努めました。

以上の取組の実施により、現行計画策定時に約370haの存在が推計された民有地の緑は、平成28（2016）年度末には約600haに増加しています。

市民へのアンケート調査においては、近年、街中の身近な緑を求める声が寄せられており、市民・事業所が主体的に取り組む地域緑化を引き続き促進していくことが求められています。

表 1-6 市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進に関する実績

主な取組	平成18（2006） 年度 <当初>	平成28（2016） 年度 <現況>	平成29（2017） 年度 <目標>
緑化推進重点地区	3地区	8地区※	9地区
地域緑化推進地区	1地区	22地区	緑化計画認定の促進
臨海部地区別緑化計画の作成	—	計画策定 緑化促進	計画づくりと 緑化促進
緑化地域	0地区	未指定	地区指定の推進
緑地協定	1地区	1地区	協定締結の促進
事業所との緑化協定の締結推進	74事業所	67事業所	協定締結の推進
緑化関係制度による助言・指導	緑化指針、工場立地法等による助言・指導の推進		
緑化助成制度	制度の普及促進		

※目標9地区の候補区域を全て指定済み

③水辺地空間の維持

河川及び運河等の水辺地空間については、有効に活用することにより、良好な環境を維持することを目標としており、自然的環境資源を活かした水辺に親しむ体験学習や環境学習により活用を推進しています。

④緑を支える人材の育成

緑の保全ボランティア、保全緑地育成市民グループ、管理運営協議会が平成28（2016）年度末までに倍増する等、緑を支える人材が増加しています。かわさきガーデナーの認定については、花と緑に精通した人材の育成が図られたことから、平成22（2010）年度に事業を終了し、認定者は各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれました。

また、企業・教育機関等と協力して里山の保全管理を行う「かわさき里山コラボ」、大学と連携して里山保全に関する調査研究を行う「大学連携」など、新たな協働の取組も始まっています。

しかしながら、活動団体へのアンケート調査の結果から、担い手の高齢化や後継者不足などの課題が明らかになり、新たな協働の担い手の参加促進等の対策が求められています。

表 1-7 緑を支える人材育成に関する実績

主な取組	平成 18 (2006) 年度 <当初値>	平成 28 (2016) 年度 <現況値>	平成 29 (2017) 年度 <目標値>
緑の保全ボランティアの育成 (里山講座の受講者数)	261 人	560 人	800 人
かわさきガーデナーの認定	132 人	—	500 人
保全緑地育成市民グループの 立ち上げ(保全管理計画作成地区)	11 団体	28 団体	27 団体
緑の活動団体の登録促進	207 団体	254 団体	320 団体
管理運営協議会の発足	210 公園	541 公園	1,000 公園
公園緑地愛護会の発足	535 公園	340 公園	—
街路樹愛護会の発足	1,124 ブロック	1,186 ブロック	—
市民健康の森	7 地区	7 地区	—
かわさき里山コラボ	—	4 地区・6 団体	—
大学連携	—	3 大学	—
水辺の楽校	2 地区	3 地区	—
河川愛護ボランティア	—	8 団体	

※かわさきガーデナーの認定は平成 22(2010)年度に事業を終了し、各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれています。なお、平成 29(2017)年 4 月 1 日現在の緑の人材バンク登録者数は 232 人です。

4 緑に関連する社会情勢等

(1) 社会情勢と課題

① 自然災害への対応

平成7（1995）年に発生した阪神・淡路大震災や平成23（2011）年に発生した東日本大震災、さらに平成28（2016）年4月に発生した熊本地震などから、都市における公園・オープンスペースが発揮する防災面の役割や、暮らしの安心・安全への期待が増大しています。

国では、大規模災害発生時において、迅速な救助への着手を可能とし、また、住民の安全確保を図るため、防災拠点・避難地等となる都市公園の確保や機能の強化を推進しています。

本市においても、自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）に対する防災・減災も重要な課題となっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海地震、東南海・南海地震」や、「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、過去の震災の教訓を踏まえた対応が求められています。



東日本大震災時の公園利用

② 人口減少・少子高齢化社会の進行と市民生活の多様化

本市は平成32（2020）年には超高齢社会を迎えると想定され、地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助の取組により、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような仕組み作りが求められています。公園においては、少子高齢化に対応した公園の利活用や、活動主体の後継者不足に伴う新たな協働の担い手の参加促進等の対策が必要となっています。

国では、人口減少・少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進に寄与する取組を推進するため、地域のニーズを踏まえた公園の新たな利活用、効率的・効果的な都市公園の整備や再編を推進しています。

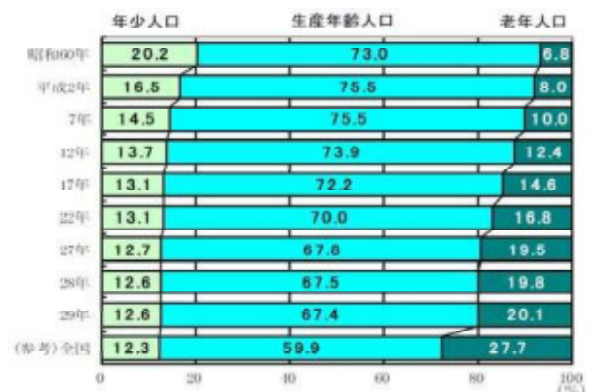


図1-24 川崎市における人口構成の推移
(出典：川崎市年齢別人口－平成29年10月1日現在－)

加えて、ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズへの確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働による取組の仕組み作りを一層推進していくことが求められています。

③地球環境問題への取組

○気候変動への対応

平成27（2015）年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、気候変動の影響への備えとして、適応策の取組が本格化しています。

【適応策の例】

渇水対策、治水対策・洪水危機管理
熱中症予防・感染症対策、生態系の保全 等

また、平成27（2015）年末の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32（2020）年以降の温室効果ガス削減に向けた新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

これを受け、国は平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。その中で、吸収源対策及びヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化の観点から、樹林地や農地の保全、緑と水のネットワーク形成等の必要性が示されています。

○生物多様性の保全

平成22（2010）年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では「愛知目標」が採択され、生物多様性の損失を止めるための行動が求められています。

また、国では、緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23（2011）年に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画に基づく生き物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出が重要となっています。

④社会インフラの老朽化

平成28（2016）年度国土交通白書において、我が国が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が指摘されています。高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が急速に進んでおり、既存の社会資本の安全確保が求められます。

また、社会資本の老朽化に伴い、維持管理費・更新費の増加が見込まれることから、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化が必要となっています。

⑤産業の構造転換

産業の世界規模の情勢として、地球規模の温暖化対策とエネルギーシフト、IoT（モノのインターネット）・AI（人工知能）などの産業革命や技術革新といった潮流が起こり、国内でも重化学工業の市場縮小や、CO₂排出量の削減に向けた全国的な取組などが進んでいます。

本市の大規模産業拠点である臨海部においても、1950年代に埋立事業及び企業誘致が進展して以降、日本最大級のコンビナートとして日本の高度経済成長を牽引してきましたが、その後の企業のグローバル化・国際的な分業化の進展をきっかけとした産業の空洞化を経験し、現在では、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する国際戦略拠点「キングスカイフロント」が形成されるなど、新たな成長産業の芽が生まれつつあります。今後は、更に進む産業の構造転換を踏まえ、産業と環境が高度に調和する土地利用の誘導を重要な課題の一つとして捉える必要があり、産業の強みを活かした新しい価値の創出や、市民が親しみ憩える良質な緑地の創出等が期待されています。

⑥都市機能の集積・更新による市内まちづくりの推進

本市はこれまで、近隣都市と適切に役割を分担しながら、広域的視点を踏まえた各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりをバランスよく進める「広域調和・地域連携型」都市構造をめざしてまちづくりを推進してきました。そして、本市の特性である鉄道利便性の高さを活かした取組により、主要なターミナル駅を中心に多様な都市機能の集積や交通利便性の高い地区が形成されています。

グローバル化が急速に進展する中で首都圏の好位置に立地する「川崎駅周辺地区」、「小杉駅周辺地区」、「新百合ヶ丘周辺地区」においては、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、民間活力の導入による時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を進め、魅力にあふれた広域拠点の形成を目指しています。

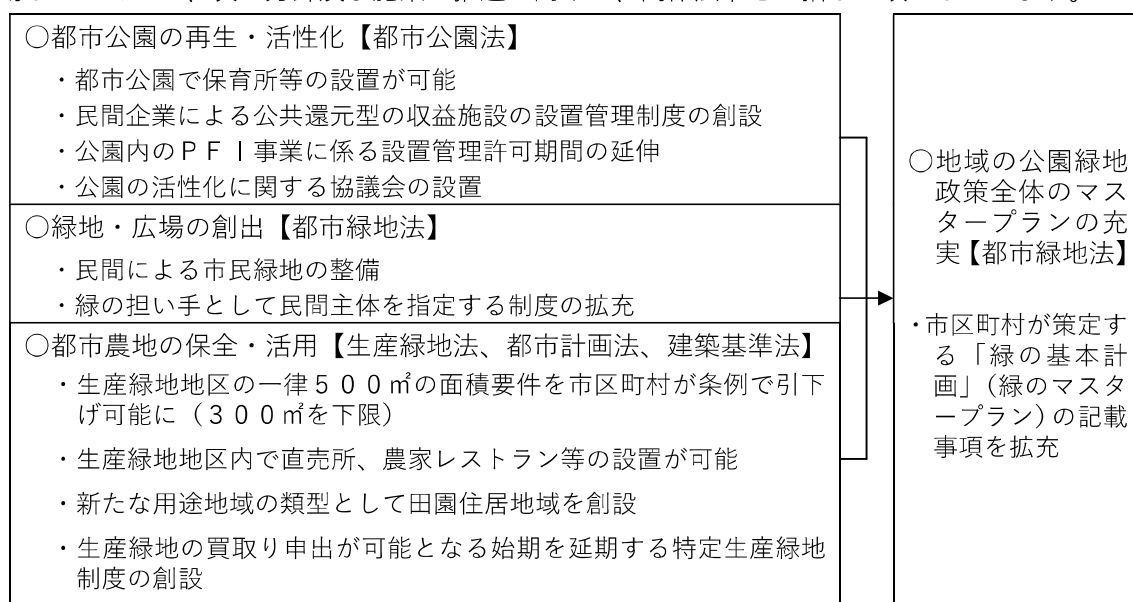
(2) 国等の施策

平成20（2008）年に川崎市緑の基本計画を改定して以降、社会情勢の変化により、国等において次の施策などが制定、展開されています。

- 第四次環境基本計画 : 平成24（2012）年4月
- 生物多様性国家戦略2012－2020 : 平成24（2012）年9月
- ヒートアイランド対策大綱 : 平成25（2013）年5月
- 都市農業振興基本法 : 平成27（2015）年4月
- 第4次社会資本整備重点計画 : 平成27（2015）年9月
- 気候変動への適応計画 : 平成27（2015）年11月
- かながわ生物多様性計画 : 平成28（2016）年3月
- 地球温暖化対策計画 : 平成28（2016）年5月
- 都市農業振興基本計画 : 平成28（2016）年5月
- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ : 平成28（2016）年5月
- 都市緑地法等の一部を改正する法律 : 平成29（2017）年6月

この中でも、『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終とりまとめでは、緑とオープンスペースの効用を最大限に引き出すため、今後の政策において重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が示され、公園の活用に向けたマネジメントの必要性が高まっています。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律では、まちづくりに欠かせない多面的な役割を担う公園等のオープンスペースについて、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、次の方針及び施策の推進に向けて、関係法令を一括して改正しています。



川崎市緑の基本計画は、上記のような国等の施策と整合を図る必要があります。

(3) 川崎市の関連計画

本市においても、平成20（2008）年に川崎市緑の基本計画を改定して以降、複数の上位計画、関連計画を策定・改定しています。川崎市緑の基本計画は、次に示す上位計画、関連計画と整合を図る必要があります。

①川崎市総合計画

平成28（2016）年3月に策定した川崎市総合計画は、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めていくことを趣旨としており、5つの基本政策を掲げています。基本政策のそれぞれにおいて、緑の基本計画に関連する内容を網羅的に示しています。

<川崎市総合計画の基本政策>

- 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）

広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）は、平成29（2017）年3月に変更及び決定を告示し、緑に関連する分野として、土地利用や自然環境の整備・保全に関する主要の都市計画の決定の方針等を示しています。

③川崎市都市計画マスタープラン全体構想

平成29（2017）年3月に改定した川崎市都市計画マスタープラン全体構想は、市の都市計画に関する基本的な方針として定めたものであり、土地利用、都市環境及び都市防災の分野において緑に関連する方針を示しているため、具体的な都市計画は、この都市計画マスタープランに則して定めることとなっています。

④川崎市地域防災計画

東日本大震災を踏まえた地域防災の対策を反映するため、平成25（2013）年3月に「川崎市地域防災計画」を改定しました。

防災都市づくりの基本として、市民の生命と暮らしを守るため、市街地の耐震・不燃化、そ

して緑地、水辺などの空間や、安全な施設にともなわれた都市生活環境の整備を進めていくことの重要性を示しており、市民、民間企業等の防災意識の高揚をはじめ、避難空地・避難道路の確保等による災害に強い都市構造の形成、崖崩れによる被害の防止等を進め、防災・減災のまちづくりを強化する方向性を示しています。

また、公園緑地については、オープンスペースを確保するとともに、広域避難場所に指定されている場合には再整備等にあたって防災機能の向上に努めるものと示しています。

⑤川崎市防災都市づくり基本計画

近年の大雨、土砂災害などの頻発や、今後30年以内に発生する大地震への緊迫性の高まりを受け、中長期的な視点による減災のための予防対策と、質の高い早期の都市復興対策への基本的な考え方を示すものとして、平成27（2015）年3月に「川崎市防災都市づくり基本計画」を策定しました。

火災の被害を最小にとどめる都市づくり、安全に避難できる都市づくり、地盤被害を軽減する都市づくり、自助・共助により被害を軽減する都市づくり等を基本方針に掲げており、全市的な重点施策の一つに公園緑地の整備推進を位置づけています。

⑥川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

平成27（2015）年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念に掲げ、対策を推進しています。

高齢期となっても、近隣住民との交流や活動への参加を通じて地域へ貢献することや、ボランティア等の自発的な活動を行うことは、自立した生活や尊厳の保持につながり、地域全体の満足度の向上に期待できる取組です。緑に関する地域活動やボランティアは、市民にとって身近なテーマであることから、地域包括ケアシステムの推進に資する取組と考えます。

⑦かわさきパラムーブメント推進ビジョン

少子高齢化、人口減少社会へ向かう将来において、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、平成28（2016）年3月に「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定しました。かわさきパラムーブメントの方向性の一つに「先進的な課題解決モデルの発信」を位置づけ、環境先進都市としての特徴と強みを活かした国際社会への貢献を目指すグリーンイノベーションや、環境配慮型社会の実現に向けた情報発信等、地球環境問題の解決に寄与する取組を推進しています。

⑧生物多様性かわさき戦略

平成26（2014）年3月に策定した「生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～」では、「人と生き物との“つながり”」に主眼を置いており、生き物の視点から緑や水等の自然環境を守り、つなげて質を高め、更に創り出していくことで、人・生き物にやさしいまちづくりに取り組むことを基本方針の一つに位置づけています。

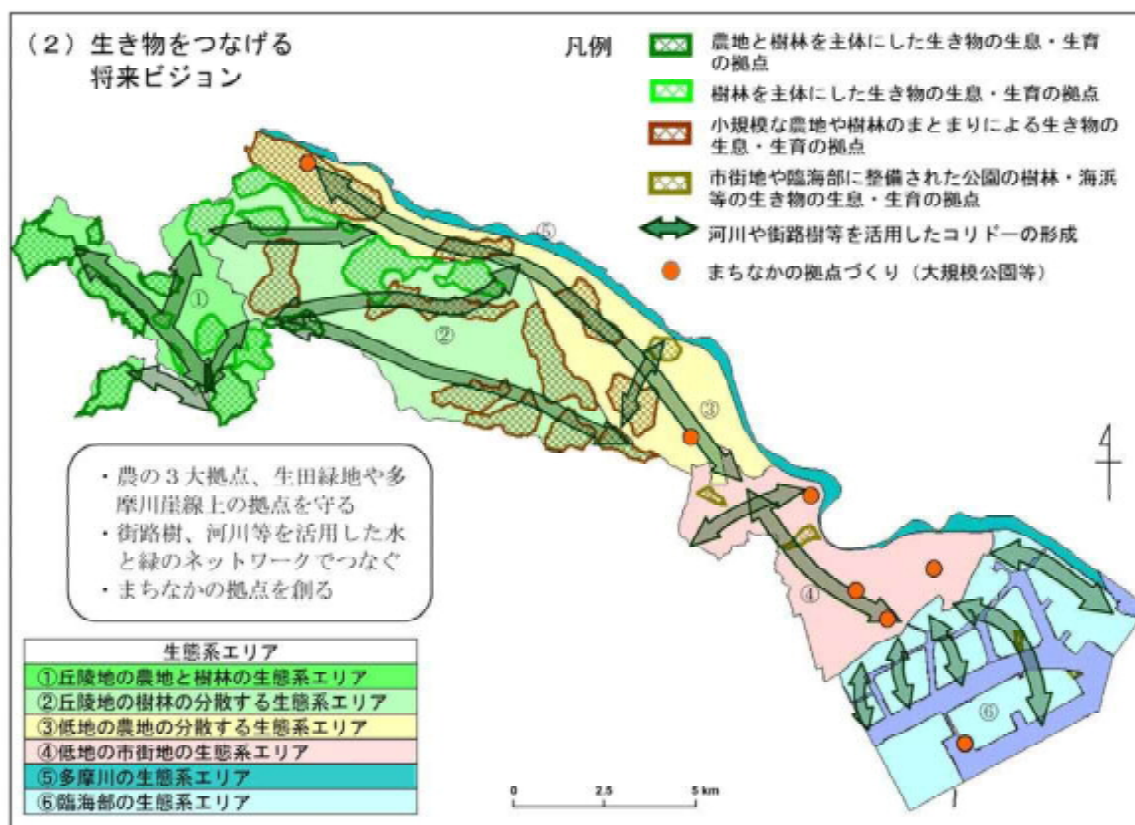


図 1-25 生物多様性かわさき戦略の人と生き物をつなげる将来ビジョン

⑨川崎市地球温暖化対策推進基本計画

今後、地球温暖化が進行すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされており、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」や、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」が喫緊の課題となっています。このため、平成27（2015）年12月の「パリ協定」の採択や、平成28（2016）年5月の国の「地球温暖化対策計画」の策定などを踏まえ、平成30（2018）年3月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定しました。この計画では、「マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築」の基本理念のもと、経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資する、地域における地球温暖化対策等の取組の必要性を示しています。

この中で、二酸化炭素の吸収源としての役割とともに、ヒートアイランド対策を含めた暑熱対策の取組として、緑地の保全、緑化等の推進を位置づけています。

⑩川崎市農業振興計画

昨今の国による農業改革や、本市の農業の新たな課題や期待へ対応するために、平成28（2016）年2月に「川崎市農業振興計画」を策定しました。農業振興計画は、「次世代に引継ぐかわさきの『農業』～『農』を育て・創り、活かし・繋ぐ～」を基本目標とし、担い手・後継者の育成、生産性・安全性等の向上を図る技術支援、及び多様な主体との連携による付加価値

向上等の取組により、都市的立地を活かした健全な農業経営を推進、創造するとともに、「食」の供給のみならず、景観の保全や防災、教育などの多面的な機能を有する農地の保全と活用、そして「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図ることも施策の柱とし、取組を推進しています。

⑪川崎市新多摩川プラン

社会情勢や自然環境、市民のニーズを踏まえて、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場の創出を目指すため、平成28（2016）年3月に「川崎市新多摩川プラン」を策定しました。新多摩川プランは、「川のふるさとの再生 市民協働による多摩川ライフの創造」を基本理念とし、自然環境・景観の保全、治水整備・防災教育、歴史的資源の活用・環境学習の推進、施設の利便性向上及び流域連携・協働事業の推進により達成すべき基本目標を定めています。

⑫生田緑地ビジョン

平成23（2011）年3月に策定した「生田緑地ビジョン」は、生田緑地の自然環境保全の重要性の高まり等を踏まえ、緑地の保全と利用が好循環する仕組み作りを念頭に、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき 緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」を基本理念に掲げています。基本方針として、「自然を守り育む」、「施設の魅力を高める」、「効果的・効率的に管理・運営する」、「多様な主体の輪を広げる」、「周辺と協力しあう」、「魅力を発信する」の6つを掲げており、生物多様性の保全や自然とのふれあい、景観形成等のさまざまな視点による取組を推進しています。

⑬臨海部ビジョン

平成30（2018）年3月に策定した「臨海部ビジョン」は、本市の「力強い産業都市づくり」の中心を担う臨海部について、「30年後を見据えた目指すべき将来像」と、その実現に向けた戦略や取組の方向性を示すものです。目指すべき将来像として、「豊かさを実現する産業の躍動」、「魅力的な地域環境の調和」の2つを掲げており、緑に関連する分野としては、多摩川などの恵まれた地域資源の活用や、設備投資の促進と効果的な緑の創出を両立する仕組み作りの検討など、産業と環境の高度な調和を図る必要性を示しています。

⑭かわさき資産マネジメントカルテ

平成26（2014）年3月に策定した「かわさき資産マネジメントカルテ」では、「戦略1：施設の長寿命化」、「戦略2：資産保有の最適化」、「戦略3：財産の有効活用」の3つの戦略を掲げ、公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化などの実施や市有財産の有効活用による財源確保等により、財政負担の軽減・平準化への取組方針等を示しています。

⑮その他の関連計画

川崎市緑の基本計画は、次に示す諸計画等とも整合を図る必要があります。

- 川崎市景観計画 : 平成19（2007）年12月策定
- 川崎市環境基本計画 : 平成23（2011）年3月改定
- 川崎市水環境保全計画 : 平成24（2012）年10月策定
- 二ヶ領用水総合基本計画 : 平成25（2013）年3月改定
- 川崎市文化財保護活用計画 : 平成26（2014）年3月策定
- 鶴見川流域水マスタープラン : 平成27（2015）年12月改定
- 川崎市環境教育・学習基本方針 : 平成28（2016）年3月改定
- 川崎市一般廃棄物処理基本計画 : 平成28（2016）年3月策定
- 川崎港緑化基本計画 : 平成28（2016）年9月策定
- 川崎市子ども・若者の未来応援プラン : 平成30（2018）年3月改定
- 川崎市自転車利用基本方針 : 平成30（2018）年3月策定

(4) 市民意見

平成20（2008）年3月改定の川崎市緑の基本計画は、協働を重視し、さまざまな取組を展開してきたことから、計画の改定に向け、これまでの施策展開への市民評価や、今後進めていく必要がある取組などについて、次のとおり市民意見の把握を行いました※。

①活動団体へのアンケート調査

公園・街路樹の維持管理、緑の保全、緑化推進に取り組む関係団体（438団体）を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として、平成27（2015）年2月にアンケート調査を実施しました。

②事業所アンケート

川崎市みどりの事業所推進協議会に加盟する事業所を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として、平成27（2015）年2月にアンケート調査を実施しました。

③市民意見募集（その1）

これまでの評価できる取組や今後の緑行政に必要な視点など、計画改定の基礎となる市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年4月にインターネット等による意見募集を実施しました。

④かわさき市民アンケート

市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として、平成27（2015）年7～8月にかわさき市民アンケートを実施しました。平成17（2005）年11～12月に実施した川崎市民意識実態調査との比較から、緑に対する市民の意識変化がわかります。

⑤かわさきのみどりづくりワークショップ

本市の将来の緑について市民と考えることを目的に、平成27（2015）年8月に「かわさきのみどりづくりワークショップ」と題したワークショップを市内4会場で開催し、合計105名の市民に参加いただきました。いただいた意見は、川崎市環境審議会緑と公園部会（以下、「部会」という。）での審議の参考としました。

⑥子育て世代ヒアリング

子育て世代の緑の活動への参加意向や公園の利用実態等について意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月に子育て世代へのヒアリング調査を実施しました。

※得られた市民意見は参考資料に掲載

⑦市民意見募集（その2）

本市の緑を取り巻く課題について、広く市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年10月、11月にインターネット等による意見募集、活動団体等との意見交換会を実施しました。

⑧市民意見募集（その3）

部会における審議の中間段階にあたる平成28（2016）年1月から4月にかけて、計画改定に関する骨子と方向性を市民に公表し、インターネットによる意見募集、市民意見交換会等を通じた意見募集を実施しました。

⑨改定作業の経過報告会及びインターネットによる意見募集

部会における審議経過を市民に報告するため、平成28（2016）年11月に『『川崎市緑の基本計画』改定作業の経過報告会』を市内3会場で開催するとともに、インターネットによる意見募集を実施しました。

⑩小学生へのアンケート調査

公園や木・花に対する子どもたちの意見を収集することを目的に、平成28（2016）年11月に小学校7校（1区につき1校）の5年生又は6年生の児童を対象にアンケート調査を実施しました。

⑪市民勉強会

改定計画の考え方や今後の取組の方向性に関する市民との意見交換を目的に、平成29（2017）年7月に市民勉強会を実施しました。

⑫パブリックコメント

平成29（2017）年11月24日から32日間のパブリックコメントを実施しました。期間中に1,524件の意見をいただき、計画策定の参考としました。